

マンスリーレポート（EU 食品規制・政策モニタリング）

2024 年度 第 9 回(2024 年 12 月の動向)



Eurovision & Associates

2025 年 1 月

目次

〈要点〉	1
〈分野別動向〉	2
1. 食品/FOOD	2
2. 環境/ENVIRONMENT	2
3. 農業/AGRICULTURE	4
4. 貿易/TRADE	8
5. 公衆衛生/PUBLIC HEALTH	10
6. 漁業/ FISHING	12
7. ウクライナ情勢/THE SITUATION IN UKRAINE.....	13
8. 食品包装・食品接触材/PACKAGING・FOOD CONTACT MATERIAL	13
9. 国家補助金承認/COMMISSION APPROVAL OF STATE AID	14
10. その他/OTHERS.....	16

〈要点〉

EU 域内政策

12 月は、農漁業部門の持続可能性や農家の保護を巡る動向が注目される。12 月 11 日には EU 理事会で、2025 年の総漁獲可能量（TAC）が合意された。海洋資源の持続可能な利用を目指すこの枠組みは、英国やノルウェーとの交渉結果が反映されている。また、TAC の決定は EU 域内の漁業依存地域への配慮も含まれている。12 月 16 日には、包装・包装廃棄物に関する規則（PPWR）が正式採択されたが、これは使い捨てプラスチックの利用禁止やリサイクル促進を通じて環境汚染の抑制を目指している。さらに 12 月 18 日、森林減少防止に関する規則（EUDR）の適用時期の延期が決まり、運用に向けたデュー・デリジェンス情報システムとその模擬訓練用プラットフォームの立ち上げが発表された。

EU 農家・消費者の保護に関して、12 月 9 日に EU 理事会による次期 CAP の基本方針の合意、10 日には、共通市場機構（CMO）に関する規則の改正案と国境を超えた不公正な取引への対応に関する規則案の提案、デミニス規則の改正が採択された。これらの、一連の取り組みは、EU 農家を支援するにあたり、それぞれ、グリーン移行や農家の世代交代など EU が掲げる政策に合致した農家へのピンポイントな支援、サプライチェーン内での農家の立場向上、EU 農業市場の競争に影響を与えない補助金を給付するにあたって EU に通知するなどの官僚的な手続きを排除した迅速な対応を目指すものとなっている。

最後に、2024 年 1 月から 8 月にかけて実施された農業の将来に関する戦略的対話で発表された 14 の提言内容の一部が 12 月中に実施開始されたことも注目される。例えば、上述の CMO 規則の改正（提言内容 1）に加えて、EIB によるバイオエコノミーなどの持続可能な取り組みへの投資プログラム（提言内容 4）、欧州農業食品理事会（EBAF）の設立（提言内容 14）が始動した。これらの取り組みは、同提言が発表された 9 月から 4 ヶ月後と非常にスピーディーな始動であり、EU の重視姿勢が伺える（戦略的対話の内容については、[リンク](#)参照。）

EU 規則	進捗状況	EU 機関	日付
欧州農業食品理事会（EBAF）	発足	欧州委員会	12/5
2027 年 CAP 改革の基本方針	承認	EU 理事会	12/9
CMO 改正規則と国境を超えた不公正な取引の対応に関する規則	提案	欧州委員会	12/10
デミニス（De minimis）規則の改正	採択	欧州委員会	12/10
2025 年の総漁獲可能量（TAC）	合意	EU 理事会	12/11
包装・包装廃棄物に関する規則（PPWR）	正式採択	EU 理事会	12/16
森林減少の防止に関する規則（EUDR）	延長の決定	EU 理事会	12/18
食品接触材用途のビスフェノール A の使用禁止に関する実施規則	採択	欧州委員会	12/19

EU 域外政策

12 月に政治的に妥結した、メルコスール諸国との貿易協定が注目される。同国との貿易協定は、長年対立が続いた環境や強制労働に関する議題に加えて、直近では、EU 農家の反発がボトルネックになっていた。今回の政治合意により、メルコスール諸国は、EU の環境基準や食品規制を遵守することが決まった。すなわち、上述の問題は、EU 側の要望を満たす形になったと言える。一方で、これらの遵守を進めるにあたり、メルコスール諸国による小規模農家への支援などの負担が増えることが予想される。また、12 月初旬にサウジアラビアで開催された国連砂漠化対処条約締約国会議（UNCCD COP16）とワン・ウォーターサミットにおいて、EU は環境分野での先導役として、各国や市民社会機関、事業者など多様な利害関係者との協力強化が必要とした。さらに、UNCCD COP16 では、砂漠化の進行阻止に向け、気候変動や生物多様性の損失を含めた包括的な取り組みの必要性が示された。

国際協定	進捗状況	EU 機関	日付
国連砂漠化対処条約締約国会議（UNCCD COP16）	合意	欧州委員会	12/2
ウォーターサミットの開催	合意	欧州委員会	12/2
EU・英国漁業協定	合意	EU 理事会	12/9
メルコスール貿易協定	締結	欧州委員会	12/6
EU・スイスの包括的協定	締結	欧州委員会	12/10

以上

〈分野別動向〉

1. 食品/Food

タイトル/Title	概要/Summary	リンク/Reference	日付/Date
海藻類のリスクと利点に関する評価結果の発表	欧州食品安全機関（EFSA）は、現在および今後見込まれる海藻類の消費増加による健康上の利点とリスクに関する評価結果を発表した。海藻類は、持続可能性と消費者の健康促進の観点から、従来の動物性タンパク質の代替タンパク源として、注目されている。食品分野のリスク分析に特化した欧州食品リスクアセスメント（EU-FOR）フェローシッププログラムによって実施された今回の評価は、リスク-ベネフィット（risk-benefit）評価や、脂肪酸、重金属、などに関する定性分析が調査方法として採用された。特筆すべき評価結果としては、海藻類のヨウ素含有量が挙げられる。同栄養素は、海藻類の種類に応じて含有量が異なることが判明した。同栄養素は、日常生活で不可欠だが、過剰摂取は甲状腺に害を及ぼすことで知られている。加えて、同栄養素は、牛乳や塩などでも摂取できることから、高レベルのヨウ素含有量の海藻類は避けるべきと提案されている。	EFSA: https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/e221109	12/20/2024

2. 環境/Environment

タイトル/Title	概要/Summary	リンク/Reference	日付/Date
COP16 の総括	2024 年 12 月 2 日から 13 日までサウジアラビアのリヤドにおいて、国連砂漠化対処条約締約国会議（UNCCD COP16）が開催された。同会議で EU は、砂漠化、土地の荒廃、干ばつへの対処にあたって、国際レベルでの協力を強化すべきと主張した。具体的には、各国のみならず、市民社会団体や、民間事業者の関与を強め、より積極的で、すべての人を包括する解決策の策定を目指した。また、EU は、砂漠化・土地荒廃・干ばつなどの問題を、気候変動や生物多様性の損失などの問題と関連付けて取り組むべき主張した。	欧州委員会: https://environment.ec.europa.eu/news/eu-push-increased-global-cooperation-unccd-cop16-2024-12-02_en	12/02/2024

ワン・ウォーターサミットの実施	UNCCD COP 16 の期間中にサウジアラビアで、ワン・ウォーターサミットが開催された。同サミットでは、2025 年に開催される国連水会議に向けて、学術専門家や、NGO、事業者、国際機関などの利害関係者とともに、持続可能な開発（SDG）目標 6（水と衛生）に代表される水に関する課題の解消に向けた取り組みが議論された。 EU は、深刻な水不足や水のレジリエンス強化が重要と考えている。同会議では、水を巡る協力の強化を目的とした国境を越えた水の知識プラットフォーム（Transboundary Water Knowledge Platform）の立ち上げや EU が 5 月に参加した 2030 年までに劣化した河川 30 万 km と劣化した湿地 3 億 5,000 万ヘクタールの回復を確実にするための淡水チャレンジ（Fresh water Challenge）、新しい水管理方法を共同設計し干ばつや洪水の早期警報システムをさらに発展させるためのワン・ウォーター・ビジョン(One Water Vision)イニシアティブの立ち上げが約束された。 加えて、同サミット参加国は、河川の保護や持続可能な管理を目指す“adopt a river”プロジェクトを通して、若者を対象とした、水に関する課題の啓発活動を進めていくことで合意した。	欧州委員会: https://environment.ec.europa.eu/news/eu-supports-renewed-global-commitment-water-resilience-2024-12-05_en	12/05/2024
EUDR 実施時期延期の承認	欧州議会と EU 理事会はそれぞれ、森林減少の防止に関する規則（EUDR）の適用開始時期を 2024 年 12 月 30 日から、最短で 1 年延期することで正式採択した。これにより、中・大企業は、2025 年 12 月 30 日から、小規模企業と零細企業は、2026 年 6 月 30 日から同規則の適用開始が決まった。今回の EUDR の延期は、事業者の事務的負担などの不要な負担を削減し、事業者が、同規則を確実に遵守することを目的としている。EUDR では、牛肉、木材、コーヒー、ココアなどの対象品目において、森林減少の原因となる製品が EU 内に流通することを禁止している。今回の採択に当たって、EU 域内外の利害関係者は、企業の規則適用までの十分な準備期間の確保を欧州委員会に対して要求していた。 今回の正式採択に合わせて、欧州委員会は、EUDR の実施に当たって、森林減少リスクに基づく各国のランク付け評価を同規則の初適用日から遅くとも 6 ヶ月前までに発表する、と約束した。また欧州委員会は、2028 年 6 月 30 日までに、EUDR 実施に伴う事務的負担の軽減を目的とした調査を行う予定である。	EU 理事会: https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/12/18/eu-deforestation-law-council-formally-adopts-its-one-year-postponement/ 欧州議会: https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-	12/18/2024 12/03/2024

		room/20241121IPR25541/deforestation-law-agreement-with-council-gives-companies-extra-year-to-comply	
EUDR 情報システムの設立	欧州委員会は、2025 年末から適用される EUDR の実施において重要な LIVE サーバーと呼ばれる情報システムを立ち上げた。同システムを通して、製造や貿易事業者は、製品が森林減少に影響を与えていないことを証明するデュー・デリジェンスデータを提出することができる。提出データは、EUDR の適用後に EU 域内で取引される製品を対象としており、各 EU 加盟国の管轄当局が提出データの内容をチェックする。 欧州委員会は、同システムの練習用として、ACCEPTANCE サーバーと呼ばれるプラットフォームも立ち上げた。同システムは、法的拘束力を伴わないデュー・デリジェンスデータの模擬提出が可能となっている。 EU は、民間部門の利害関係者に対して、2024 年 9 月より、研修を開始しており、2,500 人以上の関係者が受講している。同研修では、ユーザーガイドなどの資料やトレーニング・セッションも提供されている。研修に関する情報はリンクよりアクセスが可能である。	欧州委員会: https://environment.ec.europa.eu/news/eu-deforestation-regulation-information-system-launches-2024-12-06_en	12/06/2024

3. 農業/Agriculture

タイトル/Title	概要/Summary	リンク/Reference	日付/Date
2027 年以降の CAP 政策	EU 理事会は、2027 年から 2031 年までの共通農業政策（2027CAP）の基本方針に合意した。今回の合意内容によると、2027CAP は、農家を中心としたものとなっている。EU 理事会で合意された主な内容は、資金の直接支給によるサプライチェーンの正常な機能による農家の安定した収入源確保、農家の世代交代促進、小規模農家支援、女性農家の増加に向けた取り組みの実施を目指している。他にも、CAP に関する手続きの簡素化、グリーン移行を積極的に実施する農家へのインセンティブ提供、気候変動や動物が感染する病気への対処を目的としたリスクマネジメント措置、農家支援の申請措置の簡素化、投資など農家のサポート環境の整備を掲げている。これらの取り組みを通して、EU は、食料安全保障や EU 農業部門の競争力の確保、持続可	EU 理事会: https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/12/09/a-competitive-and-farmer-focused-common-agricultural-policy-	12/09/2024

	能性の推進を目指している。同基本方針は、今後、欧州委員会が「2027CAP」の立法化を行う際に反映されることになる。	council-approves-conclusions/	
農産物サプライチェーンにおける農家の立場改善	欧州委員会は、農産物の共通市場機構（CMO）の改正法案と国境を超えた不公正な取引への対応に関する規則を提案した。これらの提案は、サプライチェーンにおける農家の立場を向上し、サプライチェーンに関与する事業者間での信頼を構築することを目的としている。CMO 規則の改正案では、農家のサプライチェーン内での立場の強化を目的に、農家とバイヤー間での契約の書面化、生産者団体の交渉力強化や EU によるこれらの団体の金銭的支援の許可を規定している。 一方で、国境を超えた不公正な取引への対応に関する規則案では、加盟国間の国境越境で発生する不正取引の対処を通して、農家や小・中規模サプライヤーの保護を目的としている。EU はこの問題に対処するに当たって、加盟国の管轄当局間での情報交換などの連携強化が重要であるとし、越境連携に関する規定や国境を超えた不公正な取引の疑いが判明した際の加盟国間での共同での対処が許可されている。 これらの法案は、今後、欧州議会と EU 理事会による協議の実施後に正式に採択される。なお、この 2 つの規則案は、2024 年の 1 月から 8 月にかけて実施された、EU 農業の将来に関する戦略的対話の行動計画の一環である。	欧州委員会: https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_24_6321	12/10/2024
欧州委員会と欧州投資銀行によるバイオエコノミー促進のための融資パッケージ	欧州委員会と欧州投資銀行（EIB）は、欧州全域の農家とバイオエコノミー事業に 30 億ユーロを割り当てる融資パッケージを発表した。本投資パッケージの一部は、若手農家や新規農家など、従来の投資システムでは、融資を受けにくい農家を対象としている。また、本パッケージは女性農家にも門戸を開けており、同部門での女性農家の増加を目指している。一方で、グリーン投資にも焦点が当てられており、EU の持続可能性目標の達成にも寄与するものとなっている。持続可能性目標達成に向けて、同パッケージは、土壌の健全性、水質管理、気候変動へのレジリエンス、持続可能な農法に取り組む農家への積極的な支援を進めることとしている。今回の融資パッケージは、他の金融機関による投資も誘発し、合計 84 億ユーロの投資額に達することが見込まれている。他にも、EIB は、EU の持続可能性目標に沿った形で、農業イノベーションと広範なバイオエコノミーを促進している。	欧州委員会: https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_24_6322	12/10/2024

	本投資プロジェクトは、EU 農業の将来に関する戦略的対話の行動計画の一環である。今後、EIB は欧州委員会とともに、バイオエコノミーの支援増加の一環である気候変動などによって影響を受けた農家向けの農業保険の改善などを行なっていくこととしている。		
12 月の農漁業理事会	12 月の農漁業理事会では、2025 年の漁業機会、植物・森林繁殖材料、アニマルウェルフェア、バイオエコノミー、森林管理について議論がなされた。2025 年の漁業機会について、EU 理事会は、同年の総漁獲可能量（Total Allowable Catch: TAC）と特定の魚種に対して漁業日数を定める漁獲努力量の制限（Fishing Effort Limit）が定められた（詳細は、漁業項の 12 月 11 日の 2025 年の総漁獲可能量（TAC）の設定に関する記事を参照）。 植物・森林繁殖材料に関して、欧州委員会が提案した法案の内容について、ハンガリー議長国は、植物繁殖材料の EU および加盟国レベルでの登録に関する条項の精査を行ったことを発表した。森林繁殖材料に関する規則案では、法案の適用範囲に関する議論が行われた。 動物の輸送中のアニマルウェルフェアの改善において、ハンガリー議長国は、移動中の動物のアニマルウェルフェアの規則案に記載されている事業者の輸送中や目的地での義務に関して、分野横断的な問題についてさらなる議論が必要だと表明した。 また、同理事会は、バイオエコノミーの実現は、EU の気候中立性や、循環型経済や地方創生において重要であるとし、欧州委員会に、関連部門の連携に向けた結束政策などを打ち出すことを要求した一方で、バイオエコノミー分野の競争力強化や研究・イノベーションの促進、地方での雇用創出を推進するにあたり、既存の枠組みや政策の改善余地について議論を行った。また、ハンガリー議長国は、バイオマス製造において、中・東欧諸国の可能性を見出している。 森林管理枠組みに関する議論では、同枠組み規則の提案が焦点となった。多くの EU 加盟国は、森林管理は、より簡潔で、すでに導入されている加盟国の管理システムを基にするなどのボトムアップアプローチを採用すべきだと主張している。また、これらの管理にあたり、森林に関するデータ収集にも焦点を当てるべきだと考えている。	EU 理事会: https://www.consilium.europa.eu/en/meetings/agrifish/2024/12/09-10/	12/10/2024
EU の 2024 年から 2035 年にかけての農業予測	欧州委員会は 2024 年から 2035 年の EU 農業予測を発表した。同報告書では、EU 農業部門は、依然として、主要な農作物の輸出の担い手であり、世界レベルでの食料安全保障に貢献すると同時に、環境・気候面での改善や消費者の需要の変化にも適応しているとした。また、2035 年においても EU 農業部門による持続可	欧州委員会: https://agriculture.ec.europa.eu/new/eu-agricultural-outlook-2024-35-	12/11/2024

	能な転換が推進されていると予測している。さらに、消費者の消費動向の変化により、牛肉や豚肉の生産が減少する一方で、消費者の健康意識の増加による植物性タンパク源や鶏肉の消費が増加すると予測されている。このうち鶏肉に関しては、手頃な価格が、消費量増化要因の一つであると欧州委員会は分析している。乳製品の消費動向は、新規用法の拡大や消費動向の変化があるものの、安定的に推移すると予測している。 耕地作物については、2035 年までに一定の変化が見られる結果となった。穀物については、飼料用およびバイオ燃料用の穀物需要の減少により、穀物類と菜種から大豆、その他の油糧種子、豆類への土地使用の転換が予測される。農作物に関しては、持続的な農作物の栽培面積は増加すると予想されるが、持続的な草地と休耕地は横ばいで推移する可能性があるとの見方を示した。	resilient-sector-adapts-climate-change-sustainability-concerns-and-2024-12-11_en	
EU 農産物の流通拡大への投資	欧州委員会は、持続可能で高品質な EU 産農産食品を世界および EU 域内外で普及させるための出資計画を発表した。この投資計画によれば、2025 年には 1 億 3,200 万ユーロが出資される。大まかな内訳は、EU 域外向けには、6,340 万ユーロ、EU 域内向けには、5,860 万ユーロが割り当てられている。今回の投資計画は、EU 農業部門の新規マーケット開拓や既存ビジネスの維持を想定している。新規マーケットの開拓の対象地域として、中国、日本、韓国、シンガポール、北米が選定された。取り組み内容として、これらのマーケットでの見本市の参加や、事業者による交流、輸出業者向けの市場参入ハンドブックの作成などの実施が計画されている。 EU 域内での取り組みとしては、地理的表示保護（PGI）などの品質に関するキャンペーン（拠出額：1,710 万ユーロ）、有機農業やアニマルウェルフェアに配慮した農業などの持続可能な農業プログラム（拠出額：2,880 万ユーロ）、新鮮な果物や野菜などの消費促進に関するプログラム（拠出額：1,270 万ユーロ）の実施が計画されている。	欧州委員会： https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_24_6421	12/13/2024
欧州産ワインの競争力向上	EU のワイン政策に関するハイレベルグループは、EU ワイン部門が抱えている課題の取り組みを促進するための文書を発表した。同文書は、EU ワイン部門が取り組むべき 3 つの重要な課題（市場需要に即した生産、気候変動や市場による影響を受けた際のレジリエンス強化、新規マーケットを開拓するに当たってのトレンドの把握）を明らかにした。本提言の主な内容は以下の通り。 ・市場需要に即した生産に関しては、供給過多の際の生産管理アプローチやメカニズムを策定する	欧州委員会： https://agriculture.ec.europa.eu/news/high-level-group-wine-outlines-policy-recommendations-future-eu-wine-	12/17/2024

	・レジリエンスの強化に関しては、保険システムや CAP などによる市場や気候変動への対応を目的とした緊急支援のための財務管理を行う ・トレンド把握に関しては、消費者の需要に即したワインの開発などのイノベーション支援が重要 また、同提言では、持続可能性、景観保護、農村開発、EU のワイン文化の普及のために、生産者から消費者への直接販売を促進することの重要性やワインツーリズムの振興の必要性について強調されている。	sector-2024-12-17_en	
--	--	--------------------------------------	--

4. 貿易/Trade

タイトル/Title	概要/Summary	リンク/Reference	日付/Date
EU・メルコスール貿易協定の批准	EU とメルコスール諸国（ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ）は、長年交渉に取り組んでいた両国間の貿易協定に関し政治合意に達した。欧州委員会のフォンデアライエン委員長は、同協定は、双方にとって有益なものであると同時に、消費者と事業者にとっても有益であると発表した。同協定により、350 に及ぶ EU 産製品は新たに、地理的表示（GI）が適用されることが決定した。また、メルコスール産の製品が EU 域内に輸入される際は、EU の食品や衛生基準が適用される運びとなった。他にも、今回の協定では、年間 40 億ユーロに及ぶ関税撤廃、再生可能エネルギーに関する技術、低炭素排出燃料などのネットゼロ産業に関する貿易の促進、中小企業保護を目的とした不要な行政負担の軽減、グリーン移行に必要な原材料確保を目指している。 これらの内容に加えて、持続可能性に向けた取り組みをさらに促進することを目指しており、パリ協定を EU-メルコスール関係の軸とし、森林減少の対処や、労働者の権利の確保などの取り組みを進めていき、メルコスール諸国のグリーンな移行を目指して 18 億ユーロを EU が出資することが決まった。同協定は、法文書の作成後、EU 機関に提出され、最終的に、全 EU 加盟国とメルコスール側の批准後に法的拘束力が発生する。	欧州委員会: https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_24_6244	12/6/2024
家畜飼料の適正表示に関するガイドラインの改訂	家畜飼料に関する欧州委員会の殺虫剤専門委員会（SCoPAFF）が、複数の業界団体による配合飼料の適正ラベル表示規範の改訂版を支持することが明らかになった。これは、同改訂版を作成した欧州最大の農業団体である Copa-Cogeca と欧州飼料製造連合（FEFAC）に加えて、飼料業界の団体である FEFANA の共同声明によって発表された。改訂版では、飼料による環境影響の算出と報告のためのガイダンスである環境	Copa Cogeca: https://copa-cogeca.eu/Flexpage/DownloadFile/?id=13546564	12/16/2024

	フットプリントカテゴリー規則（PEFCR）グローバルフィード LCA データベースを統一し、企業の環境問題への取り組みを支援するラベル表示要件を制定している。加えて、動物飼料の生産者は、自社の動物飼料が環境に与える影響に関する情報を家畜農家や消費者と共有するための明確なガイドラインが記載されている。これらの取り組みは、飼料や畜産部門による温室効果ガスや水の利用、生物多様性をはじめとする 16 の環境問題への取り組みを促進するものである。		
スイス・EU のパートナーシップの強化	欧州委員会とスイスは、両国間の関係をさらに深める包括的な協定パッケージの交渉完了を表明した。今回のパッケージでは、スイスによる EU 域内市場へのアクセス、人の移動を含む 5 つの既存の協定を、現在の実態に即したものに更新し、両国双方が利益を享受し、各国の事業者間の公正さを維持することを目的としている。これに加えて、両国は、EU 域内電力市場、EU の各種プログラム（「ホライズン・ヨーロッパ」、「エラスムス+」、「EU4 ヘルス」など）、ガリレオおよび EGNOS に関連する EU 宇宙機関の活動にスイスの参加を可能にすることで合意した。さらに、スイスは EU の経済および社会の結束に恒久的かつ公平な財政貢献を行うことを約束し、両者の強固なパートナーシップと協力関係を反映している。食品・衛生部門に関しては、EU・スイス間での共通食品安全地域（Common Food Safety Area）の設置や、スイスが、国境を越えた深刻な健康上の脅威に対処する EU のメカニズムや関連機関、特に欧州疾病予防管理センターや早期警戒・対応システムに参加することが合意された。	欧州委員会: https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_24_6562	12/20/2024
2024 年 9 月の EU 農産物貿易の実績発表	2024 年 9 月の EU の農産物貿易は 60 億ユーロの黒字となった。また、2024 年 1 月から 9 月までの累計貿易黒字額は 506 億ユーロとなり、前年同期とおおよそ同額の結果となった。2024 年 9 月の輸出金額は、オリーブとオリーブオイル、ココアが牽引して合計 196 億ユーロを記録した。輸出額は、2024 年 8 月より 5%増加、前年同月比（2023 年 9 月との対比）で 3%増加した。2024 年 1 月から 9 月までの輸出金額は、1,755 億ユーロを記録した。同期の主な貿易相手は英国と米国となり、それぞれ 396 億ユーロと 223 億ユーロの輸出額を記録した。一方で、中国とロシア向けの輸出は、減少する結果となった。 9 月の輸入額は、136 億ユーロの結果となり、2024 年 8 月比でほぼ同額、2023 年 9 月比で 11%増加した。主な輸入品目は、コーヒー、茶、ココア、スパイスである。2024 年 1 月から 9 月までの合計輸入金額は、約 1,249 億ユーロとなり、主な輸入相手国はブラジル、英国である。他にも、コートジボワール、ナイジェリア、ウクライナからの輸入額が増加した。	欧州委員会: https://agriculture.ec.europa.eu/news/september-eu-agri-food-trade-report-15-trade-surplus-growth-rising-exports-and-stable-imports-2024-12-20_en	12/20/2024

5. 公衆衛生/Public Health

タイトル/Title	概要/Summary	リンク/Reference	日付/Date
EU 植物衛生規則の評価報告書	欧州委員会は、EU 加盟国の EU 植物衛生規則の実施に関する評価報告書を公表した。今回の評価の主目的は、経済的、環境的、社会的に重大な影響を及ぼす 400 種以上の検疫有害生物を検出し、蔓延防止のために設けられた多年度調査プログラム（multi-annual survey programmes）の有効性を確認することである。評価の結果、同調査プログラムは、新たな検疫有害動植物の発生を早期に発見し、迅速に対応することで、ヨーロッパの農業と自然の生態系を守る重要な役割を果たしていることが判明した。現在、同調査プログラムは、20 加盟国において、植物衛生規則の基準に則ったものが導入されているが、他の 7 加盟国は、植物衛生規則の施行から四年が経過しているにもかかわらず、同調査プログラムの導入が遅れていることが判明した。	欧州委員会: https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/news/details/156	12/02/2024
アフリカ豚熱の危機管理	欧州食品安全機関（EFSA）は、養豚と野生のイノシシにおけるアフリカ豚熱（ASF）のリスクと予防要因や ASF の管理のための緩和措置に関する研究結果を発表した。今回の研究結果では、文献調査、実地調査、アンケート、統計などの手法が用いられた。その結果、養豚場においては、バイオセキュリティや養豚場の運営にあたり、農場周辺の肥料の散布と敷料の使用が ASF のリスク要因とする一方で、クロバエやアブが ASF を農場に持ち込む可能性があるとし、防虫ネットが ASF の防止に有効であることが判明した。また、同研究では、ダニの一種である Ornithodoros erraticus は ASF の蔓延に起因しないと判明した。 野生のイノシシに関しては、イノシシの密集度は ASF の伝播の要因と一般には認知されているが、統計モデルでは、イノシシの密集度が ASF の疫学に及ぼす明確かつ一貫した影響は示されなかったが、植生、標高、気候、個体群のつながりに影響を与える障壁などの他の要因も、野生のイノシシによる ASF の伝播に起因することが判明した。このため、ASF の蔓延防止や予防には、フェンスの設置による野生のイノシシの移動の阻止や、殺処分や死骸除去などが有効であることが判明した。これらの代替案として、免疫避妊薬としての性腺刺激ホルモンの放出ホルモン（GnRH）ワクチンは、イノシシの個体数の削減による密集度の管理に有益である可能性がある。しかし、イノシシ用の経口 GnRH ワクチンの開発には、まだ相当な追加作業が必要である。	EFSA: https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/9095	12/04/2024

イモの害虫調査カードの公開	EFSA は、規制対象となっているイモの塊茎や葉などの植物部に付着するウイルスとファイトプラズマ細菌に関する害虫調査カードを公開した。調査カードの公開は、EU 加盟国がこれらの検疫対象の害虫や細菌に関する調査を実施する際の指針を示すためである。同調査カードの対象は、EU が指定する植物検疫の対象でイモ類の塊茎に感染、もしくは付着する害虫と細菌類である。EFSA は、これらの害虫や細菌は他の植物や機械にも感染もしくは付着する可能性があるため、感染対象となる他の植物についても今回の調査カードを用いた対応は有効であるとしている。具体的な検知方法として、EFSA は、地上に表出している植物部の目視検査の実施を定めているが、更なる検査のためのサンプル採取を推奨している。他にも、葉部分については、特定部位検査（Specific tests）、汎用検査（Generic tests）、またはその組み合わせのいずれかの適用が必要だとしている。	EFSA: https://storymaps.arcgis.com/stories/c236848d20904d75a6ef2d08769935f0	12/06/2024
ブドウの植物害虫に関する利害関係者の意見募集	欧州委員会は、ブドウの木に寄生して害をもたらす細菌である Flavescentia dorée の EU 内での蔓延を防ぐための特別措置を実施する指定地域の更新を目指している。この更新は、特別措置を実施する地域を定めた実施規則（EU）2022/1630 の改正を以て執り行われる。これに合わせて、欧州委員会は、本改正に関する利害関係者の意見を 2024 年 12 月 12 日から 2025 年 1 月 9 日まで募集する。	欧州委員会: https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/14465-Measures-related-to-the-containment-of-specific-plant-pests-Grapevine-flavescence-doree_en	12/12/2024
2025 年保健・食品監査分析作業計画	欧州委員会は、2025 年保健・食品監査分析作業計画（Health and Food Audits and Analysis for 2025）を発表した。同作業計画は、EU 全域における食品安全、動物衛生、アニマルウェルフェア、植物衛生に関する EU 法の実施や更なる促進を進めるものである。同計画によると、EU 加盟国、EU 域外諸国、将来の EU 加盟候補国における 259 件の監査が計画されている。これらの監査の結果は、欧州委員会のウェブサイトからアクセスが可能である。他にも、同作業計画には、国境管理所での EU 法の適用状況や EU への輸出が許可されている第三国の評価などが盛り込まれている。	欧州委員会: https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/news/details/158	12/16/2024

6. 漁業/ Fishing

タイトル/Title	概要/Summary	リンク/Reference	日付/Date
持続可能な漁業慣行の強化政策	EU 理事会は、非持続可能な漁業を行い、共通の利益にかかわる漁業資源の管理を怠っている第三国に対する EU の措置強化を盛り込んだ規則案についての見解案を採択した。 欧州委員会が提案した規則案の主な内容は、共通の利益にかかわる漁業資源の管理において第三国が協力しない場合、または必要な漁業管理措置を講じない場合に対処するために現行規則を改正することである。具体的には、非持続可能な漁業を許可する第三国の特定を目的に、「協力の欠如」と呼ばれる概念の明確化を規定している。これにより、EU は、管理措置を含む必要な措置を実施しない第三国を、非持続可能な漁業を許可していると判断し、輸入禁輸措置を課すことができる。これらに加えて、EU が適切な措置を講じる前後に、EU 以外の関連国との協力関係を改善することも同規則案では規定されている。 EU 理事会は、これらの提案内容に賛成を示しており、上述の「協力の欠如」を、より具体的に特定することが、今回の合意された見解内容に盛り込まれている。本改正案は、トリローグ交渉が今後行われる予定である。	EU 理事会: https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/12/11/tackling-non-sustainable-fishing-practices-allowed-by-non-eu-countries-council-endorses-negotiating-mandate/	12/11/2024
2025 年の総漁獲可能量 (TAC) の設定	EU 理事会は、大西洋、北海、地中海、黒海における 2025 年の EU 総漁獲可能量 (TAC) と漁船のサイズやエンジンパワーをもとに算出される漁船ごとの漁業可能日数を示す漁獲努力量の制限に合意した。この合意は、長期的な持続可能な漁業や海洋生態系の保護とこれらの決定による漁業に依存する自治体への悪影響を抑えることを目的としている。 北海と大西洋の TAC については、12 月 9 日に EU-英国間で合意に達した約 80 以上の TAC や EU-英国-ノルウェー、EU-ノルウェー間での交渉結果も今回の合意に反映されている。TAC が増加した魚種は、大西洋イベリア海域におけるメガマウスとアンコウ、ビスケー湾におけるウシノシタ、ビスケー湾南部およびカンタブリア海におけるノルウェーロブスターである。一方で、TAC が減少した魚種は、カテガット海峡のタラ (2025 年と 2026 年の混獲のみ適用)、イベリア海域の真鯛 (2025 年と 2026 年)、ビスケー湾のノルウェーロブスター、エリア 3a (ノルウェー海およびその周辺海域、特に北海北部のノルウェーとスコットランド間の海域) のヨーロッパヒラメである。	EU 理事会: https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/12/11/fishing-opportunities-for-2025-in-eu-and-non-eu-waters-council-secures-agreement/	12/11/2024 (12/18 に更新)

	地中海、黒海の TAC については、スペインとフランス、フランスーイタリアの海域でのトロール漁船の漁獲努力量の削減が決定した。他にも、スペイン-フランス間、イタリア-フランス間の海域におけるアオエビとアカエビ、イタリア-フランス間の海域でのオオアカエビの TAC の削減が決定した。黒海に関しては、イシビルメの漁獲量の増加が決定し、さらに 2023 年の余剰漁獲量の繰越適用や、4 月半ばから 6 月半ばまでのイシビルメの禁漁期間を設けた。		
--	--	--	--

7. ウクライナ情勢/The Situation in Ukraine

タイトル/Title	概要/Summary	リンク/Reference	日付/Date
第 15 回対口制裁措置	欧州委員会は、EU 理事会が採択したウクライナ情勢に関連する 15 回目となる対露制裁措置を支持している。同制裁措置には、石油製品や石油、武器、ロシアのエネルギー業界を支援している特定のロシア船舶の EU 港へのアクセス禁止、ロシアと中国の親露団体や個人を対象とした金融制裁の対象者の追加、ロシア企業や中国、イラン、セルビア、インド、アラブ首長国連邦のロシアへの軍事支援を行っている一部企業に対する貿易制限の強化、ロシアの裁判所が決定した EU 企業に対する措置の EU 域内での禁止の取り決め、EU 中央証券預託機関（CSD）に対するロシア側の訴訟による賠償金支払いなどの事態への対応措置などが含まれている。	欧州委員会: https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_24_6430	12/16/2024

8. 食品包装・食品接触材/Packaging・Food Contact Material

タイトル/Title	概要/Summary	リンク/Reference	日付/Date
EU 理事会による包装・包装廃棄物に関する規則の採択	EU 理事会は、EU 全域で廃棄物の削減や再利用に取り組むための包装・包装廃棄物に関する規則を正式採択した。同規則は、主に、安全で持続可能な容器のリサイクル、使い捨てプラスチック削減、再利用について規定されている。具体的には、2040 年までに使い捨てプラスチックにリサイクル物質を 65%の含有、包装物質の使用削減、特定の閾値を超える場合のパーフルオロアルキルおよびポリフルオロアルキル物質（PFAS）を含む食品接触包装材の上市制限が含まれている。他にも使い捨てプラスチックの削減にあたり、ホテルやレストランでの飲み物や調味料、シャンプーボトル用途の使い捨てプラスチック使用削減や、軽量プラスチック袋の使用制限などの施策が盛り込まれている。また、再利用については部門ごとの事業者による再利用目標の設定、	EU 理事会: https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/12/16/sustainable-packaging-council-signs-off-on-new-rules-for-less-	12/16/2024

	消費者の再利用容器の利用については、再利用可能な容器詰めに対して、企業が追加料金を請求することはできない、としている。同規則は、EU 官報に掲載されて発効してから 18 ヶ月後に適用開始となる。	waste-and-more-re-use-in-the-eu/	
プラスチック食品接触材料の安全評価	欧州食品安全機関（EFSA）は、2,2'-オキシジエチルアミンのプラスチック食品接触材料への使用に関する評価結果を発表した。同物質は、あらゆる種類の食品をあらゆる使用環境下で用いられるポリアミドフィルムの成分である。安全性の評価にあたってポリアミドを用いた同物質の移行検査と、遺伝毒学検査が実施された。検査の結果、同物質の食品への移行において、同物質は、オリゴマーの一部として 1.042mg/kg 計測され、遺伝毒性の懸念はないことが判明した。これらの結果から、EFSA は、ポリアミドフィルムに最大 14% 使用されている 2,2'-オキシジエチルアミンは、消費者にとって安全上の懸念はないと結論付けた。また、EFSA は、同物質およびそのオリゴマー状態での食品への移行量は、乳児用調製粉乳および母乳を除く食品において、それぞれ 0.05mg/kg および 5mg/kg を超えてはならない、と結論づけた。	EFSA: https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/9105	12/16/2024
食品接触材料へのビスフェノール A の使用禁止	欧州委員会は、食品接触材料へのビスフェノール A（BPA）の使用禁止を採択した。今回の決定は、同化学物質が、健康や免疫系に有害な影響を及ぼすためである。BPA はプラスチックや樹脂に使用されているが、今回の措置により、食品や飲み物と接触する再利用可能なプラスチック容器、金属缶のコーティング、その他キッチン用品や冷水機などで BPA の使用が禁止されることになる。今後、大多数の製品について 18 ヶ月の移行期間が設けられるが、代替品が存在しない場合は例外が認められる。同決定には、生殖系や内分泌系に有害な他のビスフェノール類の使用禁止も含まれている。	欧州委員会: https://food.ec.europa.eu/food-safety-news-0/commission-adopts-ban-bisphenol-food-contact-materials-2024-12-19_en	12/19/2024

9. 国家補助金承認/Commission Approval of State Aid

タイトル/Title	概要/Summary	リンク/Reference	日付/Date
デンマークの国家補助金の承認	欧州委員会は、水産・養殖加工部門におけるグリーン投資に融資する 1 億 5,500 万ユーロのデンマーク国家補助金計画を承認した。同補助金プログラムは、環境に優しいエネルギー資源への移行を通して、デンマークの大規模な水産加工会社が CO2 排出量を削減し、環境に優しいエネルギー源の導入を目的としている。同資金プログラムは、2029 年 12 月 31 日まで実施され、直接助成金の形で支給される。欧州委員会は、同プログラムは、必要か	欧州委員会 https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/de/mex_24_6342	12/10/2024

	つ適切であり、競争と貿易への影響も最小限に抑えられる上に、同部門の関連する投資を促進するものであると判断した。		
デミニミス (De minimis) 規則の更新	欧州委員会は、農業部門のデミニミス（De minimis）規則の改正案を採択した。同規則は、農業部門への支援金が、EU 共通市場における競争に関する影響が少ない場合、加盟国が、3 会計年度連続で直接資金（上限 2 万ユーロ、ただし、加盟国が、デミニミス申請をした場合、上限の 2 万 5,000 ユーロに引き上げ可能）を提供し、かつ、EU への通知を不要とするものである。今回の改正により、農家への支援限度額を、インフレを考慮し、3 年間で 2 万 5,000 ユーロから 5 万ユーロに引き上げ、各国の上限を農業生産高の 1.5%から 2%に引き上げ、算出にあたっての基準期間を 2012 年からの 6 年間（2017 年まで）から、12 年間（2023 年まで）までに拡大した。他にも、農家の事務負担を軽減するための一括登録（Central Register）が義務化された。今回の改正により、同規則の施行期限は 2032 年まで延長される。	欧州委員会: https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_24_6301	12/10/2024
アイルランドの 国家補助金の 承認	欧州委員会は、アイルランドによる耕作農家および園芸農家支援のための 3,250 万ユーロを拠出する国家補助金計画の延長を承認した。同補助金は、ウクライナ情勢の影響による資金の損失リスクにある農家・園芸生産者を対象としており、2024 年 12 月 31 日までに受益者 1 人あたり最大 28 万ユーロを直接補助金の形で提供するものである。欧州委員会は EU の国家補助金規則に参照して同規則を評価し、必要かつ適切であると判断した。	欧州委員会: https://ireland.representation.ec.europa.eu/news-and-events/news/mission-approves-eu325-million-irish-state-aid-scheme-support-agricultural-producers-context-2024-12-11_en	12/11/2024
イタリアの国 家補助金の承 認	欧州委員会は、ウクライナ情勢の影響を受けた農業生産者を支援するために 1 億 6,700 万ユーロを支給するイタリアの補助金プログラムを承認した。同補助金プログラムは、2023 年 5 月の洪水で影響を受けたエミリア＝ロマーニャ州、マルケ州、トスカーナ州の資金損失リスクに陥っている農作物の製造部門の雇用主に対し、雇用コスト負担	欧州委員会 https://ec.europa.eu/commission/pr	12/16/2024

	の軽減を提供するものである。援助の上限は受益者 1 人当たり 28 万ユーロで直接補助金の形で、2024 年 12 月 31 日までに支給される。欧州委員会は EU の国家補助金規則に参照して同規則を評価し、必要かつ適切であると判断した。	esscorner/detail/en/mex_24_6463	
--	---	---	--

10. その他/Others

タイトル/Title	概要/Summary	リンク/Reference	日付/Date
欧州理事会 前議長の退 任スピーチ	欧州理事会の Charles Michel 前議長は、António Costa 議長への引継ぎ式で離任スピーチを行った。Michel 前議長は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックやロシアによるウクライナ侵攻などの課題があるにもかかわらず、EU 市民の努力により、EU の未来は明るいものであるという見方を示した。過去 5 年間、EU はカーボンニュートラルへの取り組みやウクライナ支援など、重要な行動を取ってきた。前議長は、EU が他国に依存するのではなく、戦略的自律の重要性を強調し、競争力の強化、安全保障の強化に焦点を当てることの重要性を説いた。前議長は、欧州理事会内の結束は、欧州の成功にとって不可欠であると強調し、EU の活動に貢献したすべての人々に感謝の意を表し、Costa 新議長の成功を祈るとともに、EU の結束を維持して将来起こりうる混乱の収束を願っていると表明した。	欧州理事会： https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/11/29/speech-by-european-council-president-charles-michel-at-the-handover-ceremony-with-the-incoming-president-antonio-costa/	12/1/2024 (実際の記事の掲載日は 11/29/2024)
時期欧州オン ブズマンの公 聴会	欧州議会の請願委員会（Petitions Committee）は、欧州オンブズマンの次期候補者 6 名に対する公聴会を開催した。各候補者は 1 時間の公聴会で優先事項を発表し、欧州議会の政治グループや欧州議会議員からの質問に答え、最後に声明を発表した。任命されたオンブズマンは、EU による行政の不手際について調査を行い、自らの発議または EU 市民からの報告に基づいて行動する。12 月 17 日にシュトラスブルグで開催された欧州議会総会で、ポルトガル出身の Teresa Anjinho 氏が選出された。	欧州議会： https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20241125IPR25593/petitions-committee-to-host-candidates-for-the-next-eu-ombudsman EU オンブズマン	12/02/2024 12/17/2024

		https://www.ombudsman.europa.eu/en/news-document/en/197283	
欧州農業食品理事会（EBAF）の発足	欧州委員会は、欧州農業食品理事会（EBAF）の発足に合わせて、EBAF の参加者を 2025 年 1 月 8 日まで受け付けた。EBAF は、2024 年 1 月から 8 月に実施された、農業の将来に関する戦略的対話を通して定められた提言の一環である。EBAF は、欧州委員会の農業担当委員である、Christophe Hansen 委員を委員長とし、農家、食品サプライチェーン、環境・気候、アニマルウェルフェア、消費者関連の市民社会団体を代表する最大 30 人のメンバーで構成される予定である。同委員会では、上述の戦略的対話の報告書のフォローアップについて欧州委員会に高度な助言を提供することが期待されており、任期の最初の 100 日以内に提示される農業と食料に関するビジョン（Vision for agriculture and food）策定に貢献することになる。同委員会の第一回目の会合参加者が確定次第、迅速に行われる予定である。	欧州委員会： https://ec.europa.eu/commission/press-corner/detail/en/ip_24_6205	12/05/2024

以上